情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会(第136回)議事概要

1 日 時

令和5年7月31日(月)10時00分~10時48分

2 場 所

Web会議による開催

- 3 出席者
  - (1)委員(敬称略)

三友 仁志(部会長)、山下 東子(部会長代理)、相田 仁、西村 暢史、 西村 真由美、藤井 威生、森 亮二、矢入 郁子

(以上8名)

(2) 総務省

今川総合通信基盤局長、木村総合通信基盤局電気通信事業部長、 渋谷総合通信基盤局総務課長、 井上料金サービス課長、竹内料金サービス課課長補佐、 古田料金サービス課課長補佐、 大塚安全・信頼性対策課長、竹渕安全・信頼性対策課課長補佐

(3) 事務局

坂平情報流通行政局総務課課長補佐

4 議題

答申事項

ア 電気通信事業法施行規則等の一部改正について【諮問第3166号】

審議の結果、本件について、諮問のとおり改正することが適当との答申 をした。

## 【内容】

本件は、電気通信事故検証会議「電気通信事故に係る構造的な問題の検証に関する報告書」(令和5年3月)に基づき、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)等の改正について答申をしたもの。

イ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(将来原価方式に基づく令和5年度の接続料の改定等)について【諮問第3167号】

審議の結果、本件について、諮問のとおり認可することが適当との答申 をした。

## 【内容】

本件は、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第33条第2項に 基づく接続約款の変更認可の申請について答申をしたもの。

ウ 電気通信事業法第27条の3の規定の適用を受ける電気通信事業者の指定 について【諮問第3169号】

審議の結果、諮問された告示案を修正した上で制定することが適当との 答申をした。

## 【内容】

本件は、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第27条の3第1 項の規定に基づき、同条第2項の規定の適用を受ける電気通信事業者を改 めて指定するための告示について答申をしたもの。

本部会にて配付された資料をご覧になりたい方は、総務省HPにおいて公開 しておりますのでご覧ください。

また、総務省において、閲覧及び貸し出しを実施しておりますので、下記ま でご連絡をお願いいたします。

担 当:総務省情報流通行政局総務課審議会係 坂平・望木

電 話:03-5253-5694 FAX : 03 - 5253 - 5714

メール: ip-council@soumu.go.jp